

大和市物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第16号

大和市物品取扱規則の一部を改正する規則

大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「都市施設総務課長」の次に「、下水道経営課長」を加える。

第4条第2項中「あてられた」を「充てられた」に改める。

第6条第1項中「大和市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程」を「大和市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程」に改め、同条第2項及び第3項中「手続き」を「手続」に改める。

第10条第1項中「受入れる」を「受け入れる」に改め、「限る。）」の次に「、指導室長（大和市特別教育支援センターの主任指導主事が所管する物品に限る。）」を加える。

第11条中「手続き」を「手続」に改める。

第22条第1項中「かかる」を「係る」に改める。

第23条の見出し中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。